

役員の変更について（案）

1 令和6年度の役員の変更

会 長 椿野 智弘（神戸市経済観光局長(農政担当)）
副会長 藤井 正孝（神戸北地域水田農業推進協議会会長）
 海妻 俊一（神戸市西水田農業推進協議会会長）
監 事 _____（神戸北地域水田農業推進協議会監事）
 _____（神戸市西水田農業推進協議会監事）

*北・西協議会監事は後日選出される。

<参考>

市農業活性化協議会規約の役員に関する規定（抜粋）

（役員の数及び選任）

第7条 協議会に次の役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副会長 2名
- （3）監 事 2名

2 前項の役員は、第5条の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

（役員任期）

第9条 役員任期は、1年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。